

論文

# 「子どもと家庭」イルビーイングの要因分析 —「厳しい告発」の認識の必要と「サービス運営」の活性化—

矢羽田明美 (信州短期大学)、丸 紀和子 (信州短期大学)、  
三友雅夫 (共同研究者・聖母女学院短期大学)

“Children and Families” - An Analysis of the Primary Causes of Ill-Being  
— “The Necessity of Recognition” for “Strict Indictment” and Activation of  
“Service Administration” —

Akemi Yahata (Shinshu Junior College), Kiwako Maru (Shinshu Junior College)  
Masao Mitomo (Study Group · Seibo Jogakuin Junior College)

**Abstract:** “The ill-being of children and families” has been recognized as a social problem. We examined the background (reasons) for how this ill-being has become manifested, and we demonstrated that the collapse of the family and community are primary causes, and that there was a background of failure of livelihood with economic failure as a risk factor. We also found that delay with the corresponding “political measures” to remedy those failures, plus administrative rigidity, were primary factors in the obstruction of well-being. In conclusion we did extensive research on policy project operations both inside and outside the country, and we discussed the necessity of activating duties in related professions and administrations in order to clear a path towards the well-being of children and families.

**Keywords:** Love deprivation/child abuse and neglect/functional collapse of the home (family breakdown) /functional collapse of the community/person-in-situation / too little cooperation and coordination/administrative rigidity (rigid administration)

## はじめに

“子供・家庭のイルビーイングは社会の問題”として認識されてきた。このイルビーイングの顕在化してきた背景(理由)を検討し、この問題の要因として「家庭・コミュニティの崩壊」があり、その背景に「生活破綻」があり、そのリスク要因として「経済破綻」があり、それらの破綻に対する「政策対応」の遅れがあること、また「ウェルビーイングの阻害要因」に行政の硬直化があることを論証した。結びとして子供・家庭の福祉(well-being)をいかに切り開いていったらよいかについて、国内外の施策・事業運営を渉猟し、関係専門職・行政職などの業務の活性化の必要性について論じた。

### 1. 家庭に内在する矛盾

わが国の子どもの幸せ、子どもの健全育成、子どもと家庭のウェルビーイングは、どのような状況にあるので

あろうか。子どもと家庭のウェルビーイングにインパクト(impact 衝撃)を与える要因があるとすればそれはどのようなものであろうか。プラス思考で考えた場合、子どもと家庭のウェルビーイングを促進する「社会的支援体制」はどのように構築されており、また、どのように機能しているであろうか。

岩上や山根は、表1及び表2に整理したような見解を示している。岩上のいう家族の「扶養システム」や、家庭の「充足システム」の機能に視点を向けば、現在、この家庭の持つマイナス機能(dis-function 逆機能)が顕在化し、それが社会的に問題視されてきていると言える。山根は家庭は「相互に調和する面」と「相互に葛藤する面」とを同時に二律背反的な矛盾として持ち、その「マイナス」の局面が、いま解決をせまられていると指摘している。

考えなければならない課題は、「調和する面」をどうしたら促進ないし発展させられるかであり、また「葛藤する面」をいかにしてコントロール(control 抑え、制御)するかである。高橋は、家族は個人の「ウェルビー

表 1 岩上真珠の「家族」と「家庭」の整理

家族は「親族によって構成される第 1 次的な扶養システムであり、「家庭とは成員相互が情緒に基づく相互作用を行うことによって、個人が生理的、社会的、文化的、保健的欲求を充足するシステム」であり、家庭は、「家庭機能の延長線上にさらに、子どもの発達の保障と促進という項目が付加される家庭養育機能」を本質的に持つものである。

岩上真珠 「子ども家庭福祉情報」第 8 号 13 頁。15 頁。及び「子ども家庭白書」79 頁。1996。川島書店 参照

表 2 山根常雄の説く家族機能

家族は究極的に二つの機能を持っている。それは私的機能としての「家庭機能」と社会的機能としての「育児の機能」である。家族は個人と矛盾し、また社会と矛盾する存在である。矛盾の本質は、二つのものが、相互に調和する面と相互に葛藤する面とを同時に、二律背反的にもっているところにある。家族は育児という社会的機能を果たすものとして人間性の砦であり、また家庭という私的機能を果たすものとしてのプライバシーの砦である。育児が問題になるのは「親の子に対する愛情拒否 (love rejection) と擬似愛情 (pseudo love) である。前者は、子の愛情喪失 (love deprivation) を招き、それは自己愛への退行・固着、親に対する憎悪・反抗とその社会への転移としての非行・犯罪などの原因となる。一方後者は、親による過保護 (over-protection) や溺愛 (over-indulgence) となって現れ、それは親への固着 (parental fixation)、その反動形成としての親への反抗・暴力、社会的不適応などの原因となる。親の権威の欠如は、無視の拒否 (neglect) となって現れ、一方虐待 (abuse) となって現れる。

山根常雄監修 本村・高橋編「家族と福祉の未来」『現代家族と社会福祉への提言』326 頁～351 頁 1987。全国社会福祉協議会。参照

イング」追及の機関であると同時に「イルビーイング (ill-being) 発生の機関」<sup>(1)</sup> であると指摘している。そして、「家族は本質的な矛盾を内包する集団であり」、その「本質的矛盾こそ」「家族が病源的機関であることの契機ともなる」<sup>(2)</sup> と言っているが、家族を「病源的機関」(イルビーイング発生の機関) に向かわせてしまう要因ないし誘因を除去し、子どもと家庭のウエルビーイングを促進する「社会的仕組み」を構築し、それを具体的に展開する手立てを考案し、ハード・ソフトの両面にわたる基礎的整備をすすめることが不可欠の要件である。

## 2. イルビーイングの顕在化とその背景

### a. イルビーイングの諸相

国連総会で採択された「子どもの権利に関する条約、3 条の 2 では、「児童の福祉 (well-being) に必要な保護 (protection) 及び養護 (care) を確保することを約束し……」と規定し、適当な立法上及び行政上の措置をとる

表 3 中学 3 年 (12 歳) の触法少年のケース

2003 年 4 月、児童誘拐殺害事件をひきおこした触法少年は、おとなしい性格で周りの大人には「普通のいい子」であった。その少年が、幼児を全裸にした上、高さ 20 メートルのビルから突き落とすという残酷な非行を行った。少年の「心の闇」は明らかでなく、この触法少年が通っていた中学校の教頭は「家庭訪問や警察との連携など、学校としての力は尽くしたのだが…」と表明した。住民の間では、「地域コミュニティの喪失」を指摘する向きが多かった。中学に子どもを通わせる母親は、「事件が起きて、地域内の交流をしていないことに改めて気付いた」と話していた。

日経新聞 2003 年 7 月 10 日(木) 参照

ことを求めている。この「条約の採択」の背景には、子どもの「人権尊重」「自己実現」を阻害する親からの虐待 (身体への暴行、心身の正常な発達を妨げるような減食又は長時間の放置、性的虐待、暴言又は拒絶的対応、その他心理的外傷を与える言動、ネグレクト) にその典型を見ることができる。そしてその要因として、表 2 に示すとおり、家庭の「育児の機能」に顕在化した問題があると考えられる。

表 3 に示す「触法少年」ケースでは、中学校の教頭は「家庭訪問や警察と連携など、学校としての力は尽くしたのだが……」と言っていた。問題は、未然に少年の「心の闇」をなぜ明らかにできなかったのかにある。専門家の意見は、「個別の処遇体制が整い医学的な治療もできる児童自立支援施設に入所する可能性が高い」と報じていた。この事件が発生する前段階で、なぜ少年の日常生活の中の言動から、少年の異変に気付くことができなかったかが問題である。

親と子どもの間に、温もりのある心的交流があれば、少年の異変を感じとることができたと考えられるのであるが……。他方、教師による家庭訪問は行われていたと言われるが、少年の情動の変化から「学校カウンセラー」による指導がなされなかったのであろうか。なぜ、児童相談所所員による適切な相談事業が行われなかったのであろうか。事件を未然に防ぐ、専門職の支援活動、制度・施策が機能していないところに問題の根があると言えるのではないか。

子どもと家庭の福祉については、この虐待以外にもさまざまな「病理」を指摘することができる。具体的には、児童相談所に持ち込まれる相談内容に見られるとおりである。「虞犯少年」「触法少年」などの非行相談、「反抗・家庭内暴力など」の、性格ないし行動上の問題を持つ児童に関する相談、養護相談、保健相談、障害相談、育成相談等である。

表4 23歳母親の「児童虐待」

結婚から2年半後、離婚、生活費を稼ぐために、託児所を併設する飲食店で働き、その後風俗店従業員の仕事につき、女兒(3歳)と男児(1歳)をマンションの1K部屋に置いたまま外泊するようになり、育児放棄として「遺棄致死」と「死体遺棄」という虐待をひきおこした。

児童相談所に通報が寄せられ、周囲の住民も異変に気付いていたが安全確認が果たせなかった。親権を持つ母親は、「子育てに悩み、すべてから逃げたかった」と供述していた。

日経新聞 2010年8月3日 参照

これらの「病理」の要因として何があるのでしょうか、「家庭機能の脆弱化」「親子関係の不調」(親と子の間の信頼関係の欠如)、「親の養育能力の欠損」などが指摘できるが、家庭の育児機能の不全をどうしたら是正できるのであるか。親の養育能力の欠損を補足する手立てはないのでしょうか。病理の要因には、さらに、その背景に「アルコール依存症の家庭」や「父子家庭」、「母子家庭」があり、こうした家族形態を招く原因ないし誘因として「離婚」や「法律婚」ではない同棲の夫婦の家庭生活の営みがあり、「地域コミュニティ」の崩壊等があると言える。かつては、地域共同体の支援を期待できたが、いまはそれも期待できない状況にあるのである。

では、社会的にどのような支援がなされているのでしょうか。欧州連合(EU)統計局の人口動態統計では、1993年にEUと北欧17か国で生まれた子どもの5分の1は婚外子、北欧では2人に1人が婚外子である。スウェーデンでは、「同棲法」を制定しており、法律婚との「法的、社会的格差は殆どなくなったと言われている。わが国では、婚外子に対する法的、社会的支援の保障はないに等しい状況にある。

育児放棄から「遺棄致死」、さらに「死体遺棄」をひきおこした23歳母親(S)の「児童虐待」のケースでは、児童委員による「相談」「助言」「情報の提供」その他の援助の活動がなされなかったのでしょうか。福祉事務所ないし児童相談所との連携による支援活動がなぜ実施できなかったのでしょうか。児童福祉法第二款「子育て支援事業」「児童虐待の防止等に関する法律」「子ども・若者育成支援推進法」等、生活に窮する母子家庭支援の法制度、施策は整備されているのに、なぜ「支援のサービス」に結びつけられなかったのでしょうか。

「支援事業」の実施段階での機能不全が、この「児童虐待」そして「子どもと家庭のイルビーイング」を招いたというほかはない。

## b. 「子どもと家庭」のイルビーイング発生の環境・状況

### 1) 生活の破綻・ネグレクト・人生の破局

1960年代の産業の高度化、経済の高度成長の施策の遂行過程で経済は豊かになる一方で、さまざまなヒズミが派生してきた。自然破壊もさることながら、社会的には人口の過疎過密、そして、地方(農村部)と都市部の質を異にする家庭の問題、保育・教育問題が派生してきた。インフォメーション・テクノロジー(情報技術)の革新は国のすみずみにまで都市化を進めた。そして経済のグローバル化がすすんだ。農村部から都市部への急激な人口移動、そして1970年代に入ってから女性の「社会的進出」と「経済的自立」の著しい進展は、「個人の尊厳」と「男女の平等」の価値観に支えられた「現代家族」(新しい家族モデル)が派生し、農村部では、家族解体そしてコミュニティの崩壊を招いてきた。

わが国では「自己実現」の価値に支えられた女性の社会的進出(就労)と経済的自立が進むなかで、「個の確立」を目指す価値観は、「結婚・出産」に対する価値観を変え、一方では非婚化・晩婚化を招き、他方では、「平等主義的共働き家族」という現代家族像をつくり出してきた。

1970年代における30歳～34歳の未婚率は、男女とも10%前後であったが、2005年では男性47.1%、女性32.0%、また生涯未婚率は、1975年で男性2.12%、女性4.32%であったのに対し、2005年では、男性15.96%、女性7.25%となった<sup>(3)</sup>。因みに出生数は、2005年で106万2,530人、合計特殊出生率は1.26であり、これに対し、2008年は109万1,156人、出生率1.37そして2009年は11月末で97万人1.37となった<sup>(4)</sup>。この出生数の低下は、いずれ生産年齢人口を減少させ、経済成長にマイナスの影響をもたらし、その結果国力の劣化を招くことになる。

この出生数の減少の要因に未婚率の上昇、そしてその背景に「非婚化」「晩婚化」があることは否定できない事実である、出生数の減少、出生率の低下には、結婚適齢期を迎えている年齢層の世代が、経済的理由から「結婚できない」「子どもを産めない」という背景があることを認めないわけにいかない。失業という雇用問題だけでなく、派遣労働者、フリーターなどの「非正規社員」の賃金(収入)では、住宅を手に入れるローンを組まず、結婚できたとしても子どもを産み子育てすることができないという問題がある。従って、経済的理由で、「出産・子育てできない」という問題が関連して派生することになる。

表5 児童虐待事件摘発数

児童虐待事件摘発数は、警察庁のまとめでは、00～03年は157～189件、07年以降は300件を超え、08年上半期で162件、09年335件、そして、10年1～6月の半期で181件と、実態としてその件数が増えていることを報じていた。

日経新聞 2010年8月5日夕刊 参照

経済的、社会的理由によって、精神的にも心理的にも追いつめられ「もう、どうにもならない」、負担の重い「子育て」の放棄（ネグレクト）に走ってしまった表4に見られる23歳の母親（S）の破局は、わが国のこの経済・社会の「家庭のイルビーイング」を招く背景があったことも一つの要因であると言えるであろう。この事実を否定することはできない。

すでに崩壊してしまったと認識されている「地域レベル」のコミュニティが機能していれば、「ご近所のお世話好き」の住民たちの支えによって、この「児童虐待を招くこともなく、母親（S）の悲劇も避けることができたのではないか。そして子どもたちの尊い生命を救い育てて行くことができたと言えるのではないか。「コミュニティ」という言葉の語源には、「共に重荷を負い合う」という意味があるが、地域での助け合いや隣人とのつながりを再構築し、「地域社会に包摂し」孤立から派生する問題を解決する、「ご近所の力」を再生するにはどうしたらよいのであろうか。J.フリードマン（John Friedman）の言うエンパワーメント・アプローチ（empowerment approach）をどう具体化するかが問われるところである。

※1 John Friedman: The Politics of Alternative Development. 1992. フリードマン著. 齊藤千宏・雨森考悦監訳 『市民・政府・NGO—「力の剥奪」からエンパワーメントへ』1995. 新評論.

事後的な活動ではなく、「社会的排除」を解決する、「ソーシャル・インクルージョン」の理念に支えられた活動を、なぜわが国では、地域社会（町内会レベルの区域）で展開し、問題解決をはかることができないのであろうか。課題はここにもある。

## 2) ヒューマン・エラーと「モラルの劣化」

「完全無欠」と言える人はいない。知性（考える能力）、感性（感じとる能力）を磨くことは大切であるが、人のもつ知性は100%完璧ではない。現実には、 $2 \times 2 = 4$ と割り切ることでできる合理の世界だけではない。「過ち」

（気付かずにおかしてしまう罪。しくじり）は、神ならぬ人に常につきまとうものである。そうであればこそ、人は身を修し慎む努力をするものであると言えるのである。

M. ウェーバーは、近代資本主義理論をプロテスタンティズムと関連させ、資本主義の特性として、資本主義社会では、「目的合理性」を追求するあまりに、人間は実質的に非合理的な存在になってしまうと論じていた。

※2 M. ウェーバー（Max Weber）. 著 大塚久雄 訳: 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』1991. 岩波書店

資本主義の市場社会では、利潤追求を目的とし、たえず効率を求めることから、責任倫理に生き、エートス（心の奥深くから人を動機づける倫理的情動）を身につける努力をしなければ、人の「モラルは劣化」することであることを説いていたと言える。ウェーバーは「人としての証」に生きることの大切さを教えていると考えるが、不断の努力なしには、モラルは劣化してしまうものである。人間の尊厳に撤する努力が求められていると言える。

さて、視点を変えて「人の過ち」について考えれば、ヒューマン・エラー（human error）も不断の努力をしなければ、それは誤りの世界にたちまち人を陥れてしまうに違いない。いかにして間違いを犯さないですませるか、常にウエルビーイングを促進する努力を続けなければならないのである。

ところで、結婚は、「人間の尊厳」（個人の基本的権利）の確立という価値観に支えられ、強い情緒的絆で結ばれることを不可欠な条件とし、社会的な承認の下で「家庭機能」の追及を求める結合であると考えられることができる。結合の絆を強める努力が失われたところでは、離別という破局を招くことになる。他方、今日では、強い「情緒的な絆」で結ばれている結合であっても維持していく経済的、社会的基盤に、否定的インパクト（衝撃）が寄せられて破局を迎えることになる。家庭崩壊の背景には、このような現実（要因）があると言えよう。

重篤な病気、災害、失業など、生活していくのに必要な家計を支える収入を絶たれてしまう事態に陥るときもある。労働条件によっては仕事と家庭を両立させることを難しくしてしまうこともある。結婚、そして出産・子育てをしていくのに環境条件が必ずしも整っているとは言えない。働きつづけるワーク・ライフ・バランス（work-life-balance）の条件が常に確保されているとはか

表6 「環境の中に・ある人」という視座

編著者。ロバータ・R. グリーン (Roberta R. Greene は「人間行動理論とソーシャルワークの基礎理論—人間行動と社会システム」の中で、「環境の中に・ある人」(person-in-environment) という包括的な視座は、ソーシャルワークの人間行動、社会環境の理論的基盤、実践への専門的アプローチの中心であると指摘していた。

この視座は、ソーシャルワーク実践において person-in-the-situation (状況の中に・ある人) への介入、その援助過程のアプローチとして役立てられる方法として重視している。

ソーシャルワークはグリーンに従えば、「人びとがその環境 (状況) と相互に影響し合う接点に介入する」ことが不可欠な要件であると理解される。

Roberta R. Greene: Human Behavior Theory and Social Work Practice. 1991.

三友雅夫 井上深幸 監訳「ソーシャルワークの基礎理論—人間行動と社会システム—」2006. 株式会社 みらい 参照

ぎらない。離職しても子育てに専念できる経済的、社会的安定がえられる保障をすべてかなえられている保証は現実にはない。子育てしながら就業継続できる環境条件が誰に対しても整備されているとはかぎらない。雇用とキャリアの将来を見通せる安定性の保証はないという現実があるのである。

ウエルビーイングの促進のための努力、「人間の尊厳」に徹する努力をどれほど続けていても、「子どもと家庭の福祉」を阻害するリスクを除き、人生の敗北者としてしまう可能性を完全に払拭することができない現実があることが否定できないのである。

人びとは、家庭、職場、地域社会の中で「生き」「生活」している。ロバータ・R. グリーン (Roberta R. Greene) に従えば、人びとは、さまざまな「環境・状況の中に・ある人」として生きている。そして人びとは、具体的には、「子どもと家庭の福祉」に影響を及ぼす「問題を内在」する環境・状況の中で生活し、生きているのである。

その生活過程では、さまざまな問題・リスクに遭遇し、心理的、精神的、経済的、社会的な問題に立ち向い、呻吟しながら、安全・安心・幸せを求めて生きているのである。そこには克服しなければならない問題、解決をしなければならない環境・状況がある。では、その環境・状況はどのようなものであろうか。

c. 「失われた 20 年」政治・経済の動向

1) イルビーイングの経済的要因

気がついたら大変な事態 (生活破綻) に陥っていた。これが国民の「偽らざる」心境だと言えよう。表7「リ

表7 リーマンショック

1970 年以降、経済のグローバル化 (globalization) が進み、経済は世界経済、金融は国際金融市場の言葉で語られる時代になった。

低所得者向けの住宅ローンの債権を証券化して販売。しかし住宅価格が下落し、証券化した金融商品は暴落し、損失は世界中の金融機関に広がった。

アメリカの証券会社大手の「リーマン・ブラザーズが破綻し、ドミノ倒しのように不況は波及して、保険最大手の AIG の経営不振、米政府と FRB によって 300 億ドルの資本を増強した。不況は製造業に波及して、クライスラー (自動車会社) 破産。ゼネラルモーターズ (GM) が 16.4 兆円の負債を抱え、米政府による直接管理化に入れられた。影響するところが大きすぎてつぶせない (too big, too fail) と、マスコミは皮肉をこめて報じた。

前・アメリカ FBR 議長 グリーンスパンが、「一世紀に一度か二度の危機」と発言した経済不況は、2010 年現在になっても回復していない。

東京新聞 2009 年 7 月 19 日、2009 年 9 月 11 日

ーマンショック」に示すとおり、「200 年に一度」と言われるリーマンブラザーズの破綻 (リーマンショック) が 2008 年 8 月に起き、クライスラーや GM の本社や工場があるミシガン州では、最悪の失業率 15.2% に達する経済不況に陥った。

このアメリカの経済不況は、世界に波及し、欧米では失業率 9% を招いた。日本では総務省 2009 年 8 月 28 日の発表では、2009 年 7 月、完全失業率 (季節調整値) 5.7%、過去最悪を記録し、同 7 月の有効求人倍率は 0.42 倍、完全失業者数 359 万人 (日経新聞 夕刊 8 月 28 日) に達した。不況の嵐は流通業に及び、百貨店大手の三越では大規模に正社員を削減し、2010 年 7 月には阪急デパート京都店が撤退するというように、企業の経営不振・失業の状況を生じ、さらに個人消費の低迷による雇用調整が進められてきた。

総務省の発表では、「勤め先の都合」の失業者 121 万人となっていた。東京新聞 2007 年 12 月 2 日の記事によると、1999 年の「労働者派遣法」改正で、原則、派遣が自由化されてから「日雇い派遣労働者」の不安定な雇用と低収入が急増し、ワーキングプア (貧困労働者) が生み出された。

国税庁の 2007 年「民間給与実態統計調査」によると、2006 年段階で、年収 200 万円以下が 1000 万人を突破した。1 ヶ月あたりの就業 14 日で平均月収 13 万 3000 円の非正規労働者が社会問題となった。この時点で実態は明確ではないが、ネットカフェ難民が約 5400 人と試算されていた。

東京新聞 09 年 5 月 24 日の報道によると、不況によっ

て家族が失業し、世帯収入が減少したため、専業主婦だった母親が働きに出る必要にせまられ、「不況下の職探し」が課題となった。しかし、預けられないから働けない。02年4月から国は「待機児童ゼロ作戦」を3年間実施して保育所数を増やし、さらに2009年4月から新たな「ゼロ作戦」の展開を始めたけれども、保育所の待機児童は急増し、母親にとって「預け先」の壁が災いして働くことができない事態を生じた。このように、生活の根幹にかかわる、生活苦の悪循環にさいなまれる現状になっているのである。

一方、世界規模で拡大した経済・金融危機は、わが国の財政を圧迫し、歳入不足を埋めるために、国債発行しなければならない財政破綻を招いてきた。財政赤字のツケを後年度にまわす（国民の後年度負担）が大きな財政危機の問題となり、また超少子高齢化の進展による毎年1兆円増といわれる社会保障費増と歳入額のバランスをどうするかが問われる財政問題が浮上してきている。社会保障制度と税制（消費税）との制度・施策をどう調整するかが政治問題になったのである。

1991年、日本経済は、バブル崩壊を機に不況期に入り、基礎構造改革を政治課題とし、政府は行財政改革に取り組んできた。しかし、「200年に1度か2度の危機」と称される世界規模の大不況に見舞われ、日本経済はさらに大きな不況を迎えることになった。わが国の現状は「失われた10年」が、さらに「15年」そして「失われた20年」と称される不況の状態にある。

こうした経済不況の環境・状況が続く中で、国民の生活の安定は失われ、先ざきの生活不安は全く不透明となった。日常生活の営みを維持できない経済的な破局、そして人を逃げ場のない生理的、心理的、精神的に追いつめてゆくストレスは、結果的に、「人間の尊厳」を見失わせる精神的、心理的パニック（panic）を招くことになる。

「児童虐待」にまで追いつめられた表4に見られる母親（S）のおかれた環境は、母親（S）にとっては救いのない環境であったに違いない。離婚した若い23歳の母親（S）は、日常の生活を維持し、子育ての重荷を背負うことになった。苦界に身を投じてまで稼ぎを手に入れなければならない切迫した経済的な状況に追い込まれた母親Sは、救いのない破局に陥っていたのである。この「母と子ども」の家庭のイルビーイングには、この経済破綻そして社会的孤立が要因として働いていたと言

えないであろうか。「人間の尊厳」を自ら放棄する心境に至らしめたこの経済的窮乏にこそ解決しなければならない問題があったことを認めないわけにはいかない。「子どもと家庭」のウエルビーイングとイルビーイングの背後にあるこの経済的な生活破綻の破局をどうしたら防ぐことができ、若い子育て中の母親に「生きる」パワーをどうしたらひきださせることができるのであろうか。子どもと家庭のイルビーイングは「市場の失敗」と無縁ではない。

## 2) 生活破綻のリスク要因—政治責任の集団放棄

「子どもと家庭の福祉」をどのようにして実現するか、「子どもと家庭」のイルビーイングの脅威をどのようにして排除するか、この課題をめぐる政治に対する国民の願いは非常に大きい。だが、この期待は党利党略に終始した政治過程の中では満たされていない。「失われた20年」と称される不況、経済・金融の危機に対する政治の対応の誤りは、国民の眼にはM. ボー（ミシェル・ボー Michel Beaud）の言う、グランド・デミッション（全員の一斉責任放棄 = grand demission）としか映らない事態、アクラシー（統治能力喪失）の政治状態を生み出していると言える。政治対応の誤り、政権党の「ぐるぐる変わる党首交代」、そして予算編成の作業が終わっても予算執行関連法案を可決できず予算執行（執行責任）を果たせない、「ネジレ国会」による政治空白（政治不在）の状況がつづいている。この政治動向は、国民を市場が抱える経済の後退（リセッション・リスク recession risk）に対応できない状況に陥れていると言える。それは国民の生活を脅かす元凶として働き、安心・安全の基盤を崩す事態を引き起こしている。

事態をコントロールできず、政策対応の遅れが事態をさらに深刻化させるとき、政治に対する「信認の危機」（コンフィデンス・クライシス confidence crisis）の様相を呈する事態が生まれてくる。真に事態を超克できる持続可能（sustainability）な施策の策定、制度構築ができなければ、この「政治に対する不信」を払拭することはできない。換言すれば、政治責任の集団放棄が現実となっているところでは、「安心・安全」の確保を期待することはできない。そして、この状況の下では「子どもと家庭」のウエルビーイングの体制を整備し、ウエルビーイングの促進をはかることは困難となる。その安心・安全の阻害要因となっている「政治の危機」を優先課題として取り組み、超克しなければならない。その意味では、国民は賢くならなければならない。真に国民の

福祉、子どもと家庭のウエルビーイングを促進する責任に背負う政治を取り戻さなければならない。

### 3) ウェルビーイングの阻害要因 = 行政の硬直化とその刷新

1970年代に、英国は「英国病」(englische Krankheit)の克服(「大きな政府」の減量、民営化、そして公共支出の削減)を課題としていた。理念的には「個人的責任原理」原則的には「選択」(choice)の原則を導入した。「時代遅れとなった法、硬直化した行政」(out-moded legislation, rigid administration)の改革がこの時代の課題であった。今日でもM. サッチャー(Margaret Thatcher)の政治改革は、改革の一つのモデルとして歴史的に評価されている。

「大きな政府」(国家が国民の福祉に全面的に責任を持ち、その結果「負の側面」(財政負担が大きくなり後年度負担〈付けを孫・子に回す〉)を重くする事態)を持つ国家をつくり直すためにM. サッチャーは取り組んだ。今日のわが国の財政事情は、1970年代のM. サッチャーが改革に取り組む前の財政危機の状態に酷似している。民間の企業であれば倒産してしまう状況になっているといえる。

因みに、わが国の財務省が10日に発表した2010年6月末の国債や借入金を合わせた「国の借金」は904兆772億円、国民一人当たり約710万円となっていた(日経新聞 2010年8月11日 朝刊)。地方債を加えた債務残高のGDP比は、09年末に218%に達していた。米国83%、英国68%、主要国に比べて突出した高い水準

表8 M. サッチャーとT. ブレアの政治

徹底した行政改革を遂行し、無駄や浪費を排除する価値観に立ち、有効で効率的な行政運営を実施した点でM. サッチャーは注目された。格差の問題を派生させたが、英国の再建を行った点で歴史的に評価される事績を残した。M. サッチャーの在任中に、バークレイ報告書(Barclay Report, 1982)やグリフィス報告(Griffiths Report, 1988)の勧告に基づき、さらに政府白書「人びとのためのケア: 今後10年間およびそれ以降のコミュニティ・ケア」(caring for people: community care in the Next Decade and Beyond)に沿って、改革の総仕上げとして評価される改革を行った。M. サッチャー退任後、首相となったT. ブレア(Tony Blair)は、社会学者A. ギデンズ(A. Giddens)の説く価値観に立って、「第3の道」(The Third Way)の路線による国づくりに取り組んだ。

M. サッチャー著 石塚雅彦訳「サッチャー回顧録(上・下)」1993 日経新聞社。「第3の道」については、A. ギデンズ著 佐和隆光訳

「第3の道」1999 日経新聞社 参照

にあり、財政危機に陥ったギリシャの115%を大きく上回る状態となっている。

超少子高齢社会となったわが国は、社会保障の制度を維持するのに、毎年1兆円規模の増額を必要とする現状にある。いま直ぐにも取り組まなければならない課題は、行財政改革でなければならない。

わが国の行財政改革の必要性は「待ったナシ」の局面に達している。国民の福祉、子どもと家庭のウエルビーイングの将来は、国がガバナビリティを取り戻せるか否かにかかっている。「ねじれ国会」に根ざす「政治空白」という暗いトンネルから抜け出すには、わが国は「賢い政府」に脱皮できなければならない。

では、この「賢い政府」をどう構築したらよいであろうか。法の制定、法改正がなされても、その法を根拠とする制度サービスの運営に適正を欠いたままでは、法に規定される目的は達成できない。年金保険事業の管理運営に当たってきた「旧社会保険庁」(現、日本保険機構)の失態は、国民を愚弄する官僚の傲慢さの現われと称するほかない。

「子どもと家庭のウエルビーイング」の促進という視座からは、避けて通れない問題として、かつてM. サッチャーが取り組んだ「行財政改革」があることを認識しなければならない。わが国で注目される行財政改革では、小泉内閣が行った「構造改革」があるが、優先される改革で言えば国レベルの行財政改革と共に地方公共団体の行財政改革がある。直ぐにも取り組まなければならないのは、地域住民の福祉に直接かかわる「地方公共団体」(市区町村)の行政財政改革である。戸籍上は立派に生き祝福されている筈の70余名の100歳老人が、実際は生存不明となっている行政運営をどう考えたらよいであろうか。地方公共団体の行政職員が真摯に行政事務に取り組んでいるところでは、このような事態を招くことはなかった筈である。制度的な保健・医療・福祉の機関、組織されている公私のサービス・システム、張り巡らされている支援のネットワークがあるのに、なぜ機能不全に陥っているのであろうか。

確かに、「ヒューマン・エラー」を全面的に排除できる状況は期待できない。それであればこそ「リスク管理」が重視され、また行政職・専門職の資質を問い、モラルの向上を求めることになるのであるが、それにしても、先にふれた23歳の母親(S)を、なぜ「人間の尊厳」を自ら否定する児童虐待の状況に追い込むことになったのであろうか。

住民に一番身近な地域社会(市町村レベル)の公私の

制度サービス、自立支援の法制度そのものに、問題があるのであろうか。それとも事業運営レベルの事務・業務に、或いは行政職・専門職の資質・能力に、或いはまた、「触らぬ神にたたりなし」といったコミュニティのメンバーである地域住民の心象に、その要因があるのであろうか。厳しくこの間に対する解決策を考えることが大切である。

### 3. 子どもと家庭の福祉の未来をどう切り開くか

子どもと家庭のイルビーイングをどう阻止し、ウエルビーイングをどう拡充するかという設問にどう答えたらよいであろうか。政策と行政運営（policy and administration）の視座からは、国レベルそして地方公共団体のその在りようを問うことが不可欠であると言える。

理想的には、国際連合のレベルでは、児童の権利に関するジュネーブ宣言（1924年）、児童権利宣言（1959年）、児童の権利に関する条約（1994年）など、そして国内では、児童憲章（1951年）、児童福祉法（1947年）、児童買春禁止法（1999年）、児童虐待の防止等に関する法律（2000年）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園設置法）（2006年）、児童福祉6法の制定、子ども家庭福祉に関連する法の制定、そして児童福祉法の1997年の改正、2000年以降の改正法によって、児童の健全育成、児童自立支援、地域における相談支援体制の強化、児童家庭支援センターの創設、児童相談所の機能強化を策してきた。

国施策では、エンゼルプラン（1994年）で「子育て支援のための施策の基本的方向」を示し、7項目の重点施策の実施に取り組む計画を策定した。また、新エンゼルプラン（1999年）で少子化対策の具体的実施計画を示し、具体化の一環として「保育対策等5ヶ年事業」の整備を計画した。

さらに、2003年には、「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」、2009年には「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、子ども家庭福祉の法体系を整備し、実施体制の強化をはかり、関係機関によるネットワーク（連携基盤）を構築してサービスの拡充を策してきた。

2010年には、「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、「生活・仕事・子育て」を総合的に支え、「格差や貧困」を解消し、「持続可能で活力ある経済社会の実現」

をかなえるビジョンを政府指針として示した。このビジョンでは、主要施策として政策4本柱を立て、12の主要施策に従って今後5年間の取り組みに向けた数値目標を示した。

「子ども・子育てビジョン」に示される「施策の具体的内容」では、4本柱の1つ〔その2〕「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ」の中の（7）では、ひとり親家庭の子どもが困らないように《ひとり親家庭への支援を推進する》とし、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援の充実、養育費の確保の4項目をあげている。4本柱の1つ〔その3〕「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」の中の（9）では、子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように、《地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図るとし、乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進他3項目をあげている。そして、今後の取り組みに向けた推進方策として「地方公共団体が定める次世代育成支援行動計画等に基づき、地域の実情に応じた施策の展開を図るとした。

では、地方公共団体のプランはどうであろうか。

#### モデルA 岡山県のケース“新岡山いきいき子どもプラン”

岡山県では、「次世代育成支援行動計画（平成17年度～21年度）：新岡山いきいき子どもプラン」を策定している。施策の推進方向のⅡ「子どもが健やかに育つ地域づくり」の2、地域ぐるみの子育て支援の推進では、（1）子育て支援ネットワークの充実、（2）子育て支援組織の育成、（3）ふれあいの拠点づくり、（4）人材の養成確保の項目をあげていた。また、施策の推進Ⅲでは、子どもを安心して生み育てる社会環境づくりの「課題」として、子育て相談体制の充実、子育て家庭に対する経済的支援、きめ細やかな保育の拡充、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備他をあげ、計画内容に「目標事業費」と「成果目標」をもちこんでいた。

資料 岡山県保健福祉部子ども未来課「新岡山いきいき子どもプラン」（平成16年12月）

#### モデルB 京都府のケース“未来っ子いきいき応援プラン”

京都府では、「京都府子育て支援条例」（平成19年7月10日公布 京都府条例39号）を制定し、子育て支援の推進に関する基本理念を定め、子育て支援に取り組む主体の責務及び役割を明らかにし、総合的計画的支援を推進する「未来っ子いきいき応援プラン」（平成22年4



月から5ヵ年にわたる計画（改定）を策定し、1) 環境づくり、2) 地域づくり、3) 意識づくり、4) 計画の進行管理の4項目からなる施策の体系を設計し、子育て支援の推進をはかっている。11項目からなる重点目標を設定しているが、重点目標、3「児童虐待の防止等の推進」では、①未然防止の推進、②早期発見・早期対応の推進、③再発防止の推進、④子どもの人格尊重・虐待防止の推進をかかげ、重点目標、7「子育て支援のためのしくみの整備の推進」では、①地域ぐるみの子育て支援等の取り組みの充実②支援活動団体等の立ち上げ・活動促進の支援、その他の目標を策定していた。

平成8年度～17年度の主な取り組みで注目されるのは、「未来っ子サポートチーム」（虐待専任）の設置、「戦略本部の設置」（子ども発達支援センター設置、母子家庭等自立支援センター事業等）、また、平成17～平成21年の目標指標の達成状況（年次目標の一覧表）を示しており、地域づくりで注目される目標指標に、「ファミリーサポートセンター設置」「地域子育て支援センター・つどいの広場設置」「子育て地域パートナー養成」「子育て支援団体等のネットワークの広がり」を設け、その実績を表から読み取れるようにしていた。

資料 京都府健康福祉部「未来っ子いきいき応援プラン」（平成22年3月）

### モデルC 北海道のケース“北の大地☆子ども未来づくり北海道計画”（第二期：平成22年度～平成26年度）

北海道では、計画書のサブタイトル「みんなで支える安心子育て・健やか子育て・次代の親へ」に指摘されているように、未来を担う子どもたちがのびのびと心豊かに成長することを願い、条例に定められた11の施策を基本として、道を主体とし、市町村、事業者、関係団体等すべての関係者が一体となって、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現をめざす計画を策定した。

第一期計画において取組まれた目標事業量を定めた11項目の実施（統括）をふまえ、第二期では国の特定12事業に加えて、道の独自設定事業を設定し、政策の具体的な目標38項目の取組みを策定した。

道の独自項目では、1) 社会全体による取組の促進、2) 子どもの権利及び利益の尊重、3) 地域における子育て支援体制等の充実、4) 保育サービス等の充実、5) 雇用環境等の整備、6) 母子保健医療体制等の充実、7) 児童健全育成等の促進、8) 児童虐待防止対策の充実、9)

教育環境の整備、これら9項目を設定し、実績をふまえ、新たに目標事業量等を目標年次とすり合わせて設計していた。

計画の着実な推進に向けて、道の推進体制（推進本部）と審議会を設置し、国及び市町村との役割分担と緊密な連携を図りながら計画の推進に努めることを明らかにしていた。

資料 北海道保健福祉部子ども未来推進局「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（平成22年3月）

### モデルD 神奈川県の新しい取り組み「かながわ子ども未来計画」

神奈川県では、1994年度の神奈川県福祉部の重点施策の一つとして位置づけ、検討委員会を設置し、その報告書『子どもたちのたびだち—子どもの「人権尊重と自己実現」（ウエルビーイング）をめざして』の提案を受け、「児童福祉を中心としたアクションプログラム」というサブタイトルをつけた計画を策定した。

この計画の基本目標には、①子ども自身の「育つ力」、②家庭や地域、そして社会が「育てる力」、③社会として、社会全体で「支える力」の充実をかかげ、「子どもの権利擁護」のための「オフィシャルガーディアン制度」（カナダのオンタリオ州の制度で、離婚にさいして子どもの権利を守る配慮を考慮したもの、現在はチルドレンズロイヤールと名称変更）を参考として、子どもの人権擁護のしくみの事業化をはかった。

この「子どもの人権擁護」のシステムは、中央児童相談所と児童相談所に、所長の管理下には属さない、監視機能をもたせた中立的な組織である「子どもの権利審査委員会」をおき、「システム アドボカシー」の機能遂行の具体化をはかった。

1998年10月に発足した「子ども人権審査委員会」は、「子ども人権相談室事業」の中核的機能を果たすことを期待され、実際に起きた「児童福祉施設」における子ども虐待の問題（鎌倉保育園の虐待問題）を解決し、施設事業の改善を果たし、高い評価を与えられた。

資料 高橋重宏編著「子どもの権利擁護—神奈川県の新しいとりくみ—」2000年。中央法規

「地方公共団体」の取り組みの4ケースからは、何を読み取ることができるであろうか。国の示すビジョン（政府指針）に従いながらも、地域それぞれの取り組みの実情に応じた施策の策定と事業化をすすめてきていると言えるようである。

表 9 2007 年度児童福祉海外研修報告

この研究報告の 1、フランスの事例。子ども虐待・養護対策として、親に対する施策として「レスパイトケア」(育児一時休息のためのサービス)の制度を導入し、全国共通、24 時間対応、ダイヤル 119 番の「児童虐待全国受付サービス」、また、行政的な細かな手続きをしないで直接申し込める「子どもを預かってもらう避難所」の導入の事業。

研修報告 2 イギリスの事例。子どもの健全な発達と福祉にとって重視される「フォスターケア」(foster care)のサービスを優先させて実施。

特にイギリスでの研修報告で学んだこと「課題と展望」において、「人材育成システム」についての指摘は注目に値する。連帯(ワーキング・トゥギャザー)による「子ども虐待」への対応のための「地域児童安全保護委員会」(Local Safeguarding Children Board)を各自治体に設置し、専門家間の連携をはかっていた。

資料 (財)資生堂社会福祉事業団 2008 年

表 10 アメリカにおける児童虐待の対応

アメリカでは、1999 年に、テキサス州は、病院の救急処置室その他特定の場所に、出生 72 時間以内に新生児を遺棄しても、遺棄罪やネグレクトによる罪は問わない。「遺棄の合理化」を行い、これを 2003 年には 45 州で合法化していた。

アメリカでは、予防的役割を期待する措置として、警察に「心理的ケア」の専任カウンセラーを配置(4 頁)、地域に郵便番号で分けた「担当区ユニット制」(ソーシャルワーカー 5 人、事務職 1 人、スーパーバイザーからなる 7 人のチームによる取り組み)の事例(6 頁)、UCLA では、病院内に、スキャンチーム(SCAN Team: Suspected Child Abuse and Neglect team)を編成し、各診療科の患者の中で虐待の疑いのあるケースを把握し、早期対応の検討を行い、関係機関に緊急通報するシステムとして、24 時間のオンコール体制で即応できるシステムを導入(14 頁)、各機関が協働して虐待ケースに対応するチャイルド・プロテクション・チーム(虐待防止のためのネットワーク会議のチーム)を編成(13 頁)などの事例の報告をしていた。

また、この視察団報告の中に、資料として、「被虐待が疑われる児童の報告書(Suspected Child Abuse Report)を掲載していた。その中に「虐待の通告義務が課せられている職種」として、「教師、保育士、福祉機関の職員、医師、臨床心理士、看護師、消防士、動物管理人(動物虐待と子ども虐待には強い相関関係がある)、写真を現像する人(性的虐待を発見しやすい職種)、動物愛護協会、牧師(神父)」を取り上げていた。これらの視察報告は、「虐待防止」の活動を展開していく上で参考となる示唆に富む報告であった。

資料 (福)横浜博萌会子どもの虹情報研修センター 2004 年

しかし、前述の「policy and administration」の視座にたつて考えるならば、概念的には、施策が策定されても、その事業の具体化(活動プログラムの遂行)には、長期計画→中期計画→実施計画という流れの中で「計画」にその運営に必要とされる予算編成が結び付けられ、「ヒト・モノ・カネ」が具体的に計画の中に組み入れられて、はじめて事業は展開されることになる。

表 11 子どもの虹情報研修センター平成 19 年度視察報告

背景に根深くある貧困問題を重視し、「シユアスタートプログラム(Sure Start program)を設置。(12 頁)、機関連携の不備を指摘した「ビクトリア・クリンビエ事件(Victoria Climbie Inquiry)に基づく改革(13 頁)、児童虐待の予防活動(36 頁～42 頁、リスター・プライマリー・ヘルスセンター(Lister Primary Heal Centre)の「性的虐待への対応」(74 頁～84 頁、民間の里親支援(85 頁～97 頁、などの視察報告を行い示唆に富む情報を提供していた。

専門家のインタビュー報告の中での、合同で関係者で構成される「他職種連携の訓練実施」或いは地域内の他職種の連携と相互理解の促進の情報、さらに、研修センター顧問の四方耀子の「おわりに」(総括としてまとめられた)報告は、大変示唆に富む内容であった。

1) 英国には中心的課題として多分野横断的連携、2) 教育と福祉の「児童サービス局」としての統合、3) 機能的な機関協働に向けての多機関の合同研修による課題克服への取り組み、4) 「保護」と「介入」、「分離と予防的援助」の処遇の揺れ、5) 死亡事件毎に検証された介入の法的権限、SW のリスクマネージメント力、分離後の家族支援などがあることを指摘しており、殊に、児童虐待の背景に、経済格差や多国籍多文化という事情があり、問題を複雑、深刻にしている状況があることを報告していた。さまざまな条件を関係づけて取り組むことが、子どもと家庭のウエルビーイングの支援に必要であることを教える、視察報告であった。

資料 視察報告「イギリスにおける児童虐待の対応」視察報告書。(平成 19 年度研究報告書) 2008。

政策は策定されても、事業運営に必要とされるマンパワー、投資・運営のための金が用意されなければ事業活動は展開できない。社会的資源の中でも、質の高い人的資源がどれほど配置されたかに事業の成否はかかってくる。

では、海外におけるイルビーイング対策はどうであろうかここでは、注目される視察団による研究報告を取り上げてみたい。示唆に富む報告書としては、(財)資生堂社会福祉事業団の研修報告(パリ、ロンドン)そして(福)横浜博萌会子どもの虹情報研修センターの視察団報告がある。

これらの報告書から読みとれる「子どもと家庭福祉」に対する関係機関と行政職、SW その他の人たちの活動については、表の 8 及び 9 と 10 に整理したとおりである。

### むすび

本稿では、「子どもと家庭のウエルビーイング」をめぐる施策そして事業運営に関して、国そして地方公共団体の取り組みについて概観し、さらに海外については視

察団の研究報告からは、海外では、どのような課題に取り組み、問題解決に向けてどのような努力を積み重ねてきているか、その活動について探ってきた。

さて、総括的には、どのようなことが言えるであろうか。

「子ども家庭福祉」の促進、特に社会問題になってきている「子ども虐待」(イルビーイング)の防止について考え、さらにアクティブに何をどう考えなければならないか、どう事業を運営していったらよいか検討しなければならない。

本稿では、「子どもと家庭の福祉」(ウエルビーイング)を阻害する要因に論点をしぼり、イルビーイングに陥らないためには、その要因ないし誘因を探り、いかにその排除をするか、アクティブに言えば、その要因なり誘因をいかに排除し、ウエルビーイングをいかにして、確立するのか、そのために、いかに環境を整備し、よりよい状況をつくりだすかを考えた。この視点から、結論として言えることは、「子どもの健全育成」(子どもと家庭のウエルビーイング)の未来を切り開いてゆくには、具体的な事業を展開する「行政」「社会的運営」のアセスメントが不可欠であり、その基礎的条件の整備をすすめなければならないということである。

問題として取り上げた23歳の母親(S)の「子ども虐待」のケースとの関連で指摘すれば、「虐待防止の計画」が策定されただけでは、その具体的な防止には結びつけられないと言える。子どもの健全育成・子どもの虐待防止に向けられた施設・機関の連携、専門職及び地域住民の協働の活動、そして「支援のための活性化させたネットワーク」の構築、さらにはご近所の人たちのパワー再開など、公私にわたる総合的な活動が結集されなければ、問題の発症を未然に防ぐことはできないということである。そして触法少年のケースに関して言えば、少年の健全育成を具体化する手立てを考えるについても同様のことが指摘できる。

その意味では、「子どもと家庭のウエルビーイング」の促進には、コミュニティの再興そしてエンパワメント、ソーシャルインクルージョン理念に支えられた事業を展開し、そして地方公共団体のキメ細やかな行政運営を再興すると共に、地域レベルのサービスネットワークを実践レベルで稼働できるようにその在りようを開発しなければならない。

国民福祉、「子どもと家庭のウエルビーイング」に責任を持つ筈の福祉に携わる専門職、政治家、行政職、さ

らには、地域住民にいたるまで、アクティブに活動を展開しなければならないと考える。

母親(S)の「児童虐待」、触法少年の事件は、社会に対する、政治・行政に対する「厳しい告発」そして、イルビーイング防止に対する「痛烈な警告」である。こうした認識のもとで、社会開発を早急にすすめなければ、山根の説く、「家族の持つ矛盾」を克服(止揚)することはできないと言えるであろう。

[投稿22年12月17日、受理23年1月31日]

## 引用・参考文献

- (1) 高橋重宏 「プロローグ “家族と福祉”」山根常男 監修 本村・高橋編『現代家族と社会福祉への提言』2頁～11頁 1987. 全国社会福祉協議会.
- (2) 高橋重宏「両刃の剣としての家族」『エンサイクロペディア』6908頁. 2007年. 中央法規出版.
- (3) 岩上真珠著「家庭養育機能をめぐる今日的課題」『子ども家庭福祉情報』(No.8) 1994年. 日本総合愛育研究所.
- (4) 高橋重宏他編「子ども家庭白書」1996年 川島書店.
- (5) 内閣府. 「少子化社会白書(平成21年版)」10頁. 2009年.
- (6) M. ボー著. 筆宝康之・吉武立雄訳「大反転する世界—地球・人類・資本主義」2002年. 藤原書店.
- (7) (財)資生堂社会福祉事業団「第33回(2007年度)資生堂児童福祉海外研修報告書」(パリ・ロンドン) 2008年3月.
- (8) (福)横浜博萌会 子どもの虹 情報研修センター「平成15年度研究報告書『アメリカにおける児童虐待の対応』視察団報告」. 2004年
- (9) (福)横浜博萌会 同「平成19年度研究報告書『イギリスにおける児童虐待の対応』視察報告書」2008年.
- (10) 高橋重宏 編著「子どもの権利擁護—神奈川県の新しいとりくみ—」. 2000年.
- (11) 岡山県福祉部子ども未来課「新岡山いきいき子どもプラン」2004年.
- (12) 京都府健康福祉部「未来っ子いきいき応援プラン」2010年.
- (13) 北海道保健福祉部子ども未来推進局「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」2010年.